

福島県地域防災計画
(地震・津波災害対策編)
修正

新旧対照表

令和3年3月

<p>(略)</p> <p>第3節</p> <p>(略)</p> <p>第3 本県における社会的災害要因の変化</p> <p>(略)</p> <p>市町村毎の高齢者率</p> <p>表 将来の本県の高齢者比率</p> <p>本県における過去5年間の社会構造変化の比較</p> <p>第4節</p> <p>第1 既往の地震細がと本県における地震発生特性</p> <p>(略)</p> <p>3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生</p> <p>(略)</p> <p>東日本大震災の規模、被害の概要</p> <p>(略)</p> <p>第2 地震・津波被害の想定</p> <p>1 地震・津波被害想定調査の実施</p> <p>地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。このような考え方から、本県においては、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。</p> <p>まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建</p>	<p>(略)</p> <p>第3節</p> <p>(略)</p> <p>第3 本県における社会的災害要因の変化</p> <p>(略)</p> <p>市町村毎の高齢者率</p> <p><u>※令和2年9月1日の値に更新</u></p> <p>表 将来の本県の高齢者比率</p> <p><u>※2018年の値に更新</u></p> <p>本県における過去5年間の社会構造変化の比較</p> <p><u>※表を差替（一般災害対策編と統一）</u></p> <p>第4節</p> <p>第1 既往の地震細がと本県における地震発生特性</p> <p>(略)</p> <p>3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生</p> <p>(略)</p> <p>東日本大震災の規模、被害の概要</p> <p><u>※平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1769報）の値に更新</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 地震・津波被害の想定</p> <p>1 地震・津波被害想定調査の実施</p> <p>地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。このような考え方から、本県においては、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。</p> <p>まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建</p>	<p>数値の更新</p> <p>数値の修正</p>
--	--	---------------------------

第1章 総則

【修正前】

物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進にあたっては、学識経験者から構成される専門委員会を設置し、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

2 津波浸水想定区域図等調査の実施

津波の浸水による被害を最小限に抑えるためには、津波の影響により浸水する可能性のある地域や予測浸水深を予測し、避難計画を立案するとともに、津波ハザードマップを作成し、住民等に周知することが重要である。

このような考え方から、本県においては、平成18年度から2カ年を通じて、「福島県津波浸水想定区域図等調査」を実施した。

まず、水深や標高などの地形データ及び防波堤や河川堤防などの構造物データから地形モデルを作成した。次に想定地震を設定し、それに伴う津波の挙動をシミュレーションし、地形データと津波シミュレーションから各地の浸水想定エリアや浸水深、津波到達時間等を計算した。さらに、冬期夜間と夏期昼間の2パターンに分けて、人的被害や住宅被害、交通支障の被害想定を行った。

この調査結果は、市町村に提供し、津波ハザードマップ作成の推進に活用するとともに、ホームページに掲載し、県民等に情報提供を行っている。

津波被害想定については「第5章 津波災害対策 第1節 津波災害対策の概要」において整理している。

(略)

5 想定地震別の地震被害発生の特性

(略)

【修正後】

物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進にあたっては、学識経験者から構成される専門委員会を設置し、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

なお、令和元年度から見直し調査に着手しており、令和3年度に完了する見込みである。

2 津波浸水想定区域図等調査の実施

津波の浸水による被害を最小限に抑えるためには、津波の影響により浸水する可能性のある地域や予測浸水深を予測し、避難計画を立案するとともに、津波ハザードマップを作成し、住民等に周知することが重要である。

このような考え方から、本県においては、「津波浸水想定調査」を実施し、平成31年3月に公表した。この調査においては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」の津波レベルを想定してシミュレーションを行った。

この調査結果は、市町村に提供し、津波ハザードマップ作成の推進に活用するとともに、ホームページに掲載し、県民等に情報提供を行っている。

(略)

5 想定地震別の地震被害発生の特性

(略)

【備考】

文言追加

H31.3 県津波想定公表

地震・津波災害対策編
第1章 総則

【修正前】

(4)福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所においては、東日本大震災と同程度の津波高さに対

【修正後】

(4)福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

【備考】

文言削除

地震・津波災害対策編
第1章 総則

【修正前】

応する仮設防波堤を設置しており、これを越える津波により仮に設備に被害が生じた場合に備えて予備設備等も準備されている。しかし、仮に津波等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

(略)

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 県による調査研究体制

(略)

2 災害素因情報の蓄積と利用環境の整備

地盤特性の震害との間に深い関係があることは、古くから多くの調査研究により示されてきた。震源から同じ距離にある地域でも、地盤特性の違いにより、被害の程度が大きく異なることは、阪神・淡路大震災をはじめ過去の地震災害でも確認されている。つまり、地域の地盤特性を正確に把握しておけば、地震発生時の被害分布の様相がある程度想定できるとも考えられ、各地の地盤情報をできる限り正確に調査・把握し、活用可能な形で整理することは、震災対策を検討する上で非常に重要な作業といえる。

本県では、平成7年度から9年度までの3カ年で地震・津波被害想定調査を実施した。この調査では、福島全県を市街地は概ね500m四方、その他の地域は概ね1km四方のメッシュ地区に区分して、メッシュ区分ごとの地盤特性を、ボーリングデータの収集・整理に基づき数値情報としてデータベース化している。

今後、建設工事、その他の目的でボーリング調査が行われた場合、このデータベースにその成果を順次蓄積していくとともに、震災対策の検討への利用が容易に図られるよう、一般にも公開するなど、利用環境の整備に努めていくことが必要である。

【修正後】

(略)

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 県による調査研究体制

(略)

2 災害素因情報の蓄積と利用環境の整備

地盤特性の震害との間に深い関係があることは、古くから多くの調査研究により示されてきた。震源から同じ距離にある地域でも、地盤特性の違いにより、被害の程度が大きく異なることは、阪神・淡路大震災をはじめ過去の地震災害でも確認されている。つまり、地域の地盤特性を正確に把握しておけば、地震発生時の被害分布の様相がある程度想定できるとも考えられ、各地の地盤情報をできる限り正確に調査・把握し、活用可能な形で整理することは、震災対策を検討する上で非常に重要な作業といえる。

本県では、平成7年度から9年度までの3カ年で地震・津波被害想定調査を実施した。この調査では、福島全県を市街地は概ね500m四方、その他の地域は概ね1km四方のメッシュ地区に区分して、メッシュ区分ごとの地盤特性を、ボーリングデータの収集・整理に基づき数値情報としてデータベース化している。なお、令和元年から見直し調査に着手しており、調査完了後は調査結果を各種防災計画へ反映するほか、調査結果を住民に啓発するなど、防災意識の向上に努めていくことが必要である。

【備考】

文言の修正

地震・津波災害対策編
第2章 災害予防計画

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>(略)</p> <p>第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策</p> <p>第1 県管理の道路及び橋りょう災害予防計画(県道路総室)</p> <p>(略)</p> <p>3 実施計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 橋りょうの整備</p> <p>ア 既設橋りょうの対策</p> <p>既設橋りょうは、「道路防災総点検について」(平成8年8月9日付け建設省通知)に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日付け国土交通省通知)を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。</p> <p>ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3)を実施することとする。</p> <p>イ 新設橋りょうの建設</p> <p>新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成24年2月16日付け国土交通省通知)を適用し建設するものとする。</p> <p>橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 河川・海岸等災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 ため池施設災害対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画(農村整備総室)</p> <p>ため池の防災・減災対策に当たっては、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点ため池」として位置付け、堤体補修等のハード対策を実施するとともにハザ</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策</p> <p>第1 県管理の道路及び橋りょう災害予防計画(県道路総室)</p> <p>(略)</p> <p>3 実施計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 橋りょうの整備</p> <p>ア 既設橋りょうの対策</p> <p>既設橋りょうは、「道路防災総点検について」(平成8年8月9日付け建設省通知)に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成29年7月21日付け国土交通省通知)を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。</p> <p>ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3)を実施することとする。</p> <p>イ 新設橋りょうの建設</p> <p>新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成29年7月21日付け国土交通省通知)を適用し建設するものとする。</p> <p>橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 河川・海岸等災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 ため池施設災害対策</p> <p>(略)</p> <p>2 計画(農村整備総室)</p> <p>ため池の防災・減災対策に当たっては、<u>地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、</u>下流に甚大な被害を与えるおそれ</p>	<p>数値の更新</p> <p>防災基本計画修正(R元.5)</p>
---	---	------------------------------------

地震・津波災害対策編
第2章 災害予防計画

【修正前】

【修正後】

【備考】

ードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

やのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

(略)

(略)

第11節 地盤災害等予防対策

第11節 地盤災害等予防対策

(略)

(略)

第5 液状化災害予防対策

第5 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

また、県（建築総室）及び建築主事を置く市は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

また、県（建築総室）及び建築主事を置く市は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

国、県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

国、県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(略)

(略)

第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（一社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（社）福島県病院協会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県臨床衛生検査技師会、（一社）福島県助産師会）

（保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（社）福島県病院協会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県臨床衛生検査技師会、（一社）福島県助産師会）

防災基本計画修正
(R元.5)

文言修正

地震・津波災害対策編
第3章 災害応急対策計画

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>(略)</p> <p>第3節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>第1 地震情報等の受理伝達</p> <p>1 気象庁の地震情報</p> <p>(1)地震情報の種類とその内容</p> <p>(略)</p> <p>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの<u>発現時刻</u>を速報。</p> <p>(略)</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。</p> <p>(略)</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(4)地震情報等の受理伝達</p> <p>ア 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。</p> <p>イ 県（災害対策本部通信班）は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関に伝達する。</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>第1 地震情報等の受理伝達</p> <p>1 気象庁の地震情報</p> <p>(1)地震情報の種類とその内容</p> <p>(略)</p> <p>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの<u>検知時刻</u>を速報。</p> <p>(略)</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p> <p>(略)</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>(略)</p> <p><u>長周期地震動に関する観測情報</u></p> <p>・震度3以上</p> <p><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)地震情報等の受理伝達</p> <p>ア 関係機関は、地震情報等について、次の<u>地震情報等</u>受理伝達系統図により迅速・的確に<u>受理</u>・伝達する。</p> <p>イ 県（災害対策本部活動支援班）は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関に伝達する。</p>	<p>福島地方気象台意見</p> <p>福島地方気象台意見</p>
--	---	-----------------------------------

地震・津波災害対策編
第3章 災害応急対策計画

【修正前】

【修正後】

【備考】

(略)
(5)緊急地震速報
(略)
ウ 県（災害対策本部通信班）及び市町村は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。
第6節 災害広報
(略)
第2 市町村等の広報活動
市町村等は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、前記第1の3の方法に準じて、以下の事項について広報活動を行う。
なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階 ④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。
(略)
第7節 消火活動
(略)
第4 他都道府県への応援要請
(略)
4 広域航空消防応援
知事（災害対策本部広域応援・避難班）は、市町村長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、本県の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断

(略)
(5)緊急地震速報
(略)
ウ 県（危機管理総室）及び市町村は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。
第6節 災害広報
(略)
第2 市町村等の広報活動
市町村等は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、津波フラッグ、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、前記第1の3の方法に準じて、以下の事項について広報活動を行う。
なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階 ④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。
(略)
第7節 消火活動
(略)
第4 他都道府県への応援要請
(略)
4 広域航空消防応援
知事（災害対策本部総括班）は、市町村長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、本県の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、

福島地方気象台意見

地震・津波災害対策編
第3章 災害応急対策計画

【修正前】

【修正後】

【備考】

した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県及び他都道府縣市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請する。

(略)

第9節 自衛隊災害派遣

(略)

第7節 災害派遣部隊の受入体制

知事（災害対策本部広域応援・避難班）、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(略)

第10節 避難

(略)

第3節 避難の誘導

(略)

5 避難経路の情報集約と避難者への提供

警察本部及び道路管理者は、避難経路の確保のため、通行可能な道路情報を県（災害対策本部広域応援・避難班、道路班）に集約し、避難市町村及び避難者へ情報の提供を行う。

(略)

第12節 医療（助産）救護

（危機管理部、保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（一社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（社）福島県病院協会、（公社）福島県看護協会）

(略)

第2節 医療（助産）救護活動

県（災害対策本部救援班、健康衛生班）、市町村及び各医療関係団体は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療救護活動を行うとともに、福島県心のケアマニュアルに基づき、心のケア活動を実施す

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県及び他都道府縣市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請する。

(略)

第9節 自衛隊災害派遣

(略)

第7節 災害派遣部隊の受入体制

知事（災害対策本部総括班）、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(略)

第10節 避難

(略)

第3節 避難の誘導

(略)

5 避難経路の情報集約と避難者への提供

警察本部及び道路管理者は、避難経路の確保のため、通行可能な道路情報を県（災害対策本部情報班、道路班）に集約し、避難市町村及び避難者へ情報の提供を行う。

(略)

第12節 医療（助産）救護

（危機管理部、保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（社）福島県病院協会、（公社）福島県看護協会）

(略)

第2節 医療（助産）救護活動

県（健康衛生班）、市町村及び各医療関係団体は、福島県災害医療行動計画に基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療救護活動を行うとともに、福島県心のケアマニュアルに基づき、心のケア活動を実施する。

地震・津波災害対策編
第3章 災害応急対策計画

【修正前】

【修正後】

【備考】

る。
また、被災地所轄の保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

1 県（災害対策本部救援班、健康衛生班）

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第21」を参照するものとする。

（略）

第17節 廃棄物処理対策

（略）

第3 がれき処理

（略）

3 処理対策

（略）

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、県（環境保全班）としてはその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。特に石綿については、県及び市町村は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県（環境保全班、救援班）及び市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

（略）

第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

（略）

第1 道路の応急対策

また、被災地所轄の保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

1 県（健康衛生班）

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第21」を参照するものとする。

（略）

第17節 廃棄物処理対策

（略）

第3 がれき処理

（略）

3 処理対策

（略）

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、県（環境保全班）としてはその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。特に石綿については、県及び市町村は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県（環境保全班、建築班）及び市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

（略）

第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

（略）

第1 道路の応急対策

地震・津波災害対策編
第3章 災害応急対策計画

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>(略)</p> <p>2 直轄管理の国道の応急対策計画（東北地方整備局）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、<u>県</u>の災害対策本部 広域応援・避難班等の関係機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>第29節 ヘリコプター等による災害応急対応</p> <p>(略)</p> <p>第5 航空運用調整班による調整</p> <p>このことについては、「一般災害対策編第3章第27節第5」 を参照するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 直轄管理の国道の応急対策計画（東北地方整備局）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、<u>県</u>(災害対策本部 情報班)等の関係機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>第29節 ヘリコプター等による災害応急対応</p> <p>(略)</p> <p>第5 総括班による調整</p> <p>このことについては、「一般災害対策編第3章第27節第5」 を参照するものとする。</p>	
---	---	--

地震・津波災害対策編
第5章 津波災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>第1節 津波災害対策の概要 (略)</p> <p>第2節 津波被害の想定及び過去の津波被害</p> <p>1 津波被害の想定</p> <p>県(危機管理総室)は、平成18年度から平成19年度にかけて、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定調査を実施し、津波想定区域図を作成すると共に、津波による被害想定を実施した。</p> <p>津波シミュレーションでは、国の中央防災会議が防災対策の検討対象として選定した「宮城県沖の地震津波」と「明治三陸タイプの地震津波」のほか、福島県に震源が最も近い「福島県沖高角断層地震津波」の3つの津波を想定し、それぞれの津波ごとに影響開始時間や第一波ピークの津波到達時間、最大遡上高等を予測した。</p> <p>なお、新たな被害想定の実施については、被災市町の復興状況を踏まえ検討するものとする。</p> <p>【参考】津波被害想定結果 (略)</p> <p>第2節 津波災害予防計画 (略)</p> <p>第5節 津波に強い町づくり (略)</p> <p>2 防災緑地の整備</p> <p>県(都市総室)及び市町は、最大クラスの津波に対しては、津波を減衰し浸水被害範囲を軽減して避難時間を確保することや、津波による漂流物を捕捉し漂流物の衝突による被害を軽減するために防災緑地の整備を図る。</p> <p>防災緑地は、津波シミュレーションや背後地の土地利用状況などを総合的に考慮して高さ、幅などを設定する。 (略)</p> <p>第3節 津波災害応急対策</p>	<p>第1節 津波災害対策の概要 (略)</p> <p>第2節 津波被害の想定及び過去の津波被害</p> <p>1 津波被害の想定</p> <p>県(河川港湾総室)は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定を作成し、平成31年3月に公表した。</p> <p>津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波(L2津波)」を想定した。</p> <p>津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波(内閣府モデル)」と「房総沖を波源とする津波(茨城県モデル)」を設定して、2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測した。</p> <p>(削除) (略)</p> <p>第2節 津波災害予防計画 (略)</p> <p>第5節 津波に強い町づくり (略)</p> <p>2 防災緑地の整備</p> <p>県(都市総室)及び市町は、堤防を越える津波の被害を軽減するために整備した防災緑地の適切な維持管理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 津波災害応急対策</p>	<p>H31.3 県津波想定公表</p> <p>土木部意見</p>
---	---	-----------------------------------

地震・津波災害対策編
第5章 津波災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

(略)

第2 津波警報等の伝達

1 津波警報等の発表

(1)津波警報等の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(略)
(新設)

(略)

第2 津波警報等の伝達

1 津波警報等の発表

(1)津波警報等の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(略)
(2)津波等警報等標識

(略)

津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗によって伝達する場合は、次の方法による。(気象庁告示第5号-予報警報標識規則 令和2年6月24日一部改正)

標識の種類	標識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1"> <tr> <td>赤</td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>白</td> <td>赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

福島地方気象台意見

福島地方気象台意見

地震・津波災害対策編
第5章 津波災害対策

【修正前】

【修正後】

【備考】

<p>(略)</p> <p>3 避難指示（緊急）等の発令</p> <p>(1) 津波監視</p> <p>市町は、津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。</p> <p>また、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波警報等の広報、伝達並びに避難の<u>勧告</u>、指示を最優先に行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 住民等への伝達</p> <p>(1) 市町の措置</p> <p>市町は、津波警報等や避難指示（緊急）等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ、ラジオ及びコミュニティFM等を活用し、あらゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。</p> <p>また、伝達に当たっては、消防機関、水防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得て行う</p>	<p>(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難指示（緊急）等の発令</p> <p>(1) 津波監視</p> <p>市町は、津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。</p> <p>また、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波警報等の広報、伝達並びに避難指示<u>（緊急）の発令</u>を最優先に行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 住民等への伝達</p> <p>(1) 市町の措置</p> <p>市町は、津波警報等や避難指示（緊急）等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、<u>津波フラッグ</u>、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ、ラジオ及びコミュニティFM等を活用し、あらゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。</p> <p>また、伝達に当たっては、消防機関、水防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得て行う。</p>	<p>文言修正</p> <p>福島地方気象台意見</p>
--	---	------------------------------